

償却資産における主な課税標準の特例一覧

- ・前年中に取得した資産に対して特例を適用させる場合は、種類別明細書の適用欄に「適用条項」または「特例対象資産等」欄の内容を記載するとともに、必要書類を添付してください。
- ・前年前から特例を受けている場合の申告については、必要書類の添付は必要ありません。
- ・これ以外にも課税標準の特例が適用される場合があります。詳しくは問い合わせてください。 【問合せ】筑後市 税務課 固定資産税担当 ☎0942-65-7014

適用条項（地方税法）	特例対象資産等	特例内容	必要書類（写しで可）		
法第三四九条の三	第2項	ガス事業用資産	最初の5年間 1/3 以後の5年間 2/3	ガス事業法に基づく許可証	
	第3項	農業協同組合、中小企業等協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの	最初の3年間 1/2	補助金申請書、補助金交付決定通知書	
	第27項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2	特例の対象となる資産が家庭的保育事業の用に供されていることが確認できる書類	
	第28項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2	特例の対象となる資産が居宅訪問型保育事業の用に供されていることが確認できる書類	
	第29項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する償却資産	1/2	特例の対象となる資産が事業所内保育事業の用に供されていることが確認できる書類	
法附則第十五条	第2項	第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設	1/2	特定施設届出書
		第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設	1/2	公的機関への設置届出書
		第3号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場	2/3	公的機関への設置届出書
		第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設	1/3	産業廃棄物処理施設届出書
		第5号	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	3/4	除害施設の届出書、設備の詳細が確認できる書類
	第27項	第1号イ	太陽光（1,000kw未満かつ政府の補助を受けたもので、再生特措法に規定する認定を受けたものを除く。）	R2.4.1～R4.3.31の取得 最初の3年間 2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金関係資料
		第2号イ	太陽光（1,000kw以上かつ政府の補助を受けたもので、再生特措法に規定する認定を受けたものを除く。）	R2.4.1～R4.3.31の取得 最初の3年間 3/4	
	旧第43項	中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得をした経営力向上設備等に該当する償却資産で①～③の条件を満たすもの。 ①取得価格が一定額以上（機械・装置：160万円、器具・備品：30万円他） ②販売開始から一定期間内のもの（新品に限る） ③旧モデル比で生産性等が年平均1%以上向上	H29.4.1～H31.3.31の取得 最初の3年間 1/2	計画認定書、計画申請書、工業会証明書	
第34項	企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けた者が特定事業所内保育施設の用に供する償却資産（H29年4月1日～H31年3月31日までに企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けた者が対象）	最初の5年間 1/2	企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けたことが確認できる書類、特例の対象となる資産が特定事業所内保育施設の用に供されていることが確認できる書類		
法附則第六十四条	中小企業者等が、適用期間内に市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて新規取得した一定の償却資産で①～③の条件を満たすもの。 ①取得価格が一定額以上（機械・装置：160万円、器具・備品：30万円他） ②販売開始から一定期間内のもの（新品に限る） ③旧モデル比で生産性等が年平均1%以上向上	～R5.3.31の取得 最初の3年間 0 ※生産性向上特別措置法の改正	計画認定書、計画申請書、工業会証明書、課税標準の特例チェックシート		